

農地の権利移動・転用等には手続きが必要です

～農地法で定められています～

農地法では、国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的に、農地の権利移動の統制、農地転用の統制等の仕組みを定めています。

対応しています。

▼農地法第3条申請の許可基準の主なもの

次のいずれかに該当する場合は許可されません。

- ・取得者が取得する農地すべてを耕作すると認められない場合
- ・取得者の耕作面積が現在耕作している面積と取得する面積を含め5千m²に満たない場合
- ・農地を効率的に利用すると認められない場合
- ・周辺の農地の利用に悪影響を与える可能性がある場合

※新規就農希望者には、農業委員会に経営計画等の提出と面談を実施しています。

農地の転用

土地の用途を、農地から住宅・工場・倉庫・駐車場・資材置場・植林等に変更する場合は、農地法第4条または第5条の規定により、県知事の許可（転用する農地が4万m²を超える場合には農林水産大臣の許可）が必要になります。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、その農地の所在する農業委員会にあらかじめ届け出れば、届出受理書が通知され、許可を受けなくても転用することができます。

農地の改良

農地の改良とは、農地の効率的な利用を図るために、現に耕作している農地を盛り土、削土、施肥等により、形質を変更する一連の行為のことを行っています。

農地の改良を行う場合には、事業を実施する1ヵ月前までに、その農地の所在する農業

▼農地法第4条申請 所有者が自らが、農地を農地以外のものに転用する場合の申請となります。

▼農地法第5条申請 農地を買い、または借り受けて、農地以外の目的に供する場合の申請となります。

農地を相続（遺産分割、包括遺贈を含む）、時効取得等で、許可を要せずに取得した場合には、その農地が所在する農業委員会への届出が必要になります。なお、届出は農地の取得日から概ね10ヵ月以内に行ってください。

美浦村農業委員会の定例総会は、原則、毎月25日に行っています。

-
-
-
-
-
-
-
-

事業内容により、他法令にも該当する場合があります。

各申請について、申請に必要なもの等の詳細については、役場経済課内農業委員会事務局（885-0340（内線211）へお問い合わせください。

なお、農地の賃貸借については、主に農業経営基盤強化事業計画の利用権設定申請であります。